

2025 年改正法の施行に係る

建築士サポートセンター開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

公益社団法人 兵庫県建築士会

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

国土交通省では、2025年改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を令和6年度から全都道府県において構築しています。

兵庫県においては、令和7年1月6日より、(公社)兵庫県建築士会に「建築士サポートセンター」を開設します。

建築士サポートセンターの概要

サポート内容

- (1) 申請図書関係……………確認申請図書作成アドバイス等
- (2) 構造関係(経過措置あり)…確認申請図書作成アドバイス等
- (3) 省エネ関係……………省エネ適判の手続きアドバイス等

期間再延長します!

サポートの流れ

- ①お申込み 申込者が事務局(兵庫県建築士会)にサポート申し込み
- ↓
- ②サポート内容確認 申込者が事務局にサポート申請書を提出
- ↓
- ③サポート日時連絡 事務局が申込内容を確認し、事前電話サポート
若しくは個別サポート(WEB又は対面)かを申込者に連絡
- ↓
- ④アドバイスの実施

費用 無料

期間 令和7年1月6日～
～令和8年1月末日まで

会場 (公社)兵庫県建築士会事務局、
(株)兵庫確認検査機構(本店・各支店)

申込み方法 右記WEBフォームより申込み⇒
(詳細は下記建築士会HPを
ご覧ください)



主な留意事項

- ・一人の相談者からの相談が3件を超えた場合はお断りさせていただきます。
 - ・サポートでのアドバイスでは、具体的な設計提案などは行ないません。
 - ・兵庫県内の計画案件を対象としておりますので、他の都道府県の計画案件に関してはサポートの対象外です。
- ※申込時の留意事項をよくお読みください。

建築士サポートセンター事務局

(公社)兵庫県建築士会



TEL 078-327-0885



<https://www.hyogo-aba.or.jp/>



〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-6-11 エクセル山手2階